**光明第四こども園の概要・きまり**

1．運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 設置主体 | 社会福祉法人 |
| 運営法人 | 多摩養育園 |
| 所在地 | 〒192-0055　東京都八王子市八木町8-11 |
| 連絡先 | 042-623-3388 |
| 代表者氏名 | 足利　正哲 |

2．施設概要

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 幼保連携型認定こども園 |
| 名称 | 光明第四こども園 |
| 所在地 | 193‐0823　東京都八王子市横川町603 |
| 電話番号 | 042‐625‐4118 |
| FAX番号 | 042‐622‐5650 |
| 園長名 | 森屋八千代 |
| 開設年月日 | 子ども園　令和5年4月1日　　保育園　昭和29年4月1日 |
| 敷地の面積 | 2019.83㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート　2階建て |
| 建物面積 | 1階　306.07㎡　　2階　26５.48㎡　　その他479.6㎡ |
| 延べ床面積 | 1051.15㎡ |
| 主な設備 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備 | 部屋数 | 備考 |
| 乳児室・ほふく室 | 2室 | 純組：0歳児輝組：1歳児 |
| 教育・保育室 | 4室 | 心組：2歳児　愛組3歳児和組：4歳児　道組5歳児 |
| 遊戯室 | 1室 |  |
| 調理室 | 1室 |  |
| 医務室 | 1室 |  |

 |
| 定員 | 145名

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢区分 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
| 1号 | ― | ― | ― | 02 | 02 | 02 | 006 |
| 2号 | ― | ― | ― | 25 | 25 | 25 | 075 |
| 3号 | 15 | 24 | 25 | ― | ― | ― | 064 |
| 合計 | 15 | 24 | 25 | 27 | 27 | 27 | 145 |

 |
| 入園対象児 | ０歳から５歳産休明け(生後57日目を迎えた健康なお子様)から就学前までのお子様 |

3．職員体制

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 |  |
| 園　長 | 園務をつかさどり、所属職員を監督する。 |
| 主　任 | 園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の教育・保育をつかさどる。 |
| 副主任 | 園長及び主任を助け、必要に応じ園務の一部を整理するとともに、園児の教育・保育をつかさどる。 |
| 保育教諭 | 園児の教育及び保育をつかさどる。 |
| 看護師 | 園児の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。 |
| 栄養士 | 園児の発達段階に応じた献立を作成するとともに、栄養の指導及び管理をつかさどる。 |
| 調理員 | 献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。 |
| 用務員 | 園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。園内環境の整備等を行う。 |

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※12時間開園のために職員はローテーション勤務をしていますので、保護者の皆様と担任が直接お会いできない日もあります。連絡事項などは、コドモンや当番職員へ口頭でお知らせください。

嘱託

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内科医 | 山と空こどもアレルギークリニック小児科医　鈴木俊輔 | 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談指導を行う。 |
| 歯科医 | 医療法人社団光明歯会片倉台歯科医院歯科医　足利正光 | 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。 |
| 薬剤師 | 中山薬局薬剤師　松寺義貴 | 園児の環境衛生の維持改善に関する指導及び助言を行う。 |

4．開所日、教育・保育時間、休園日

**1号園児**

|  |  |
| --- | --- |
| 開所日 | 月曜日から金曜日　※国民の祝日・国民の休日を除く |
| 教育・保育時間 | 教育のみ　　8時30分から12時30分教育・保育　8時30分から16時30分※希望者：土曜日一時預かり保育（利用料あり） |
| 休園日 | 日曜日・国民の祝日・国民の休日12月29日～1月3日 |

**2号・3号園児**

|  |  |
| --- | --- |
| 開所日 | 月曜日から土曜日※国民の祝日・国民の休日を除く※12月29日～1月3日の保育は別途申請が必要 |
| 教育・保育時間 | 短 時 間　8時30分から16時30分標準時間　7時00分から18時00分　　　　　延長保育18時00分から19時00分（利用料あり） |
| 休園日 | 日曜日・国民の祝日・国民の休日 |



5．利用料等

①保育料

　　　対象：1・2・3号園児

　　　0～2歳児クラス

　　　「国の定める利用者負担の上限基準」をベースに、各自治体が階層を細かく分けたり、補助金を加えたりして決定されます（お子様の保育時間により異なります）。

　　　３～５歳児クラス

　　　令和元年１０月から幼児教育・保育の無償化の実施により、保育料が無償化されま　した。

②預かり保育料

**対象：1号園児**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 利用時間 | 利用料 |
| 月曜日～金曜日 | 保育時間　　１２時３０分～１６時３０分 | 無料 |
| 土曜日 | 保育・教育時間　　８時３０分～１６時３０分 | １回３，２００円 |
| 教育時間　　８時３０分～１２時３０分 | １回１，６００円 |

③教育及び保育を行う時間以前、以降に及ぶときの超過保育料

**対象：１号園児、２号園児、３号園児**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 超過保育料 | 備考 |
| １５分毎 | 　　　　　２５０円 |  |
| 　　　１，０００円 | 19時00分以降 |

④延長保育登録児の延長保育料　※区市町村の規定により免除されるものを除く

　　　**対象：標準時間２号園児、３号園児**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 延長保育料 |
| 月額 | ３，２００円 |

⑤給食費（副食費：副食材料の購入費用）

※区市町村の規定により免除されるものを除く

**対象：１号園児**

主食費（主食材料の購入費用）　※八王子市の補助あり１，１９０円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 額 | 対象年齢 |
| 給食 | 月１，１９０円 | ３～５歳児 |

副食費（教育時間のみ利用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 額 | 対象年齢 |
| 給食 | 月３，５００円 | ３～５歳児 |

副食費（教育・保育時間利用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 額 | 対象年齢 |
| 給食・おやつ | 月４，５００円 | ３～５歳児 |

　　　副食費（教育時間を利用する突発利用者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 額 | 対象年齢 |
| おやつ | 月１，０００円 |  |
| おやつ | 日(一食)５０円 | ３～５歳児 |

**対象：２号園児**

副食費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 額 | 対象年齢 |
| 給食・おやつ | 月４，５００円 | ３～５歳児 |

返金について

病気、その他のやむを得ない理由により、開園日（平日の給食提供日）を特定の月　内に連続して10日以上欠席する申請が、前月の15日までに書面「長期欠席届」にて提出された場合、一食225円×欠席日数を、当月の給食費より精算させていただきます。

例）5月に10日間欠席予定の場合、4月15日までに届出を提出。

5月の給食費は4,500円－225円×10日　徴収額2,250円

※一食225円根拠

月額4,500円÷20日（週5日として算定）＝一食225円

6．制服について

　　光明こども園では、子どもたちの自立心を育む一つの方法として、幼児組３歳児から５歳児の子どもたちが制服・制帽を着用しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 単価（税込） | サイズ |
| 冬用 | 制服 | 　　4,910円 | 100㎝（S）～ 130㎝（LL） |
|  制帽 | 　　4,200円 |   52㎝（S）～   58㎝（LL） |
| 夏用 | 　 制服 | 　　2,160円 | 100㎝（S）～ 130㎝（LL） |
| 　 制帽 | 　　2,230円 |    52㎝（S）～   58㎝（LL） |

※ご不明な点や購入が難しい場合に はご相談ください。

7．支払い方法

　　・三菱UFJニコス講座振替サービスにて振替

・毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）

・振替ができなかった場合は、翌月27日にまとめて振替

8．利用の開始及び終了に関する事項

　　 ①１号園児から本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じます。

（１）利用定員に空きがない場合

（２）利用定員を超える利用の申込があった場合

　　 ②１号園児について、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定します。

（１）兄弟姉妹が在園しているお子様は、優先して入園できます。

（２）２号園児及び３号園児から認定変更する場合は、前号の次に優先して入園できます。

（３）その他の者は先着順（面接等）により選考し、入園となります。

 ③２号園児及び３号園児については、支援法第４２条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されます。

　　 ④当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該園児の支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結びます。

　　 ⑤退園しようとする１号園児は、支給認定保護者が別に指定する退園届に理由を記して退園する月の１５日までに園長へ願い出るものとします。退園日は原則として月末日。退園手続きが行われず在籍している場合は、その月の利用負担額が発生します。

 　　 ⑥当園の利用２号園児及び３号園児が次のいずれかに該当するときは、保育及び教育の提供を終了するものとします。

（１）子ども子育て支援法施行規則第１条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消ししたとき

（２）支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき

（３）市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき

 　　⑦保護者がこども園及び職員又は他の利用者及びその家族に対して、重大な背信行為を行った場合、また、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき、利用負担額を３か月以上滞納し納付の意思がないときに、こども園はこの契約を解除します。

9．利用に当たっての留意事項

　　 登園・降園

○午前9時30分迄に登園してください。9時30分を過ぎる場合は園に連絡してください。

　   ○園児の送迎は、保護者様の責任で適確に行い、職員と確認しあった上で受け渡ししてください。送迎者が変わる場合は、保護者様が園に連絡してください。不審者対策により、送迎登録票にて園児の送迎に関わる可能性がある方の名前を登録していただいております。送迎登録票の内容に変更があった場合は、ただちにご連絡ください。送迎に関する詳細につきましては、別紙「送迎者変更に対する確認方法及びお願い」をご確認ください。

　○やむを得ず車で送迎する場合、車は所定の駐車場にお停めください。尚、駐車場の使用につきましては、限りがございますので、出入り口等に充分配慮し、速やかに車の移動をお願いします。車を駐車する場合は、必ずエンジンを切り施錠をお願いします。小さいお子様を乗せたままは大変危険です。小さなお子様を車内に残したままでの送迎はおやめください。駐車場・送迎用道路での事故についての責任は一切負えませんのでご了承ください。また、貴重品は必ずお持ちください。

　　○どの様な事が、危険であるかを知らせ、自分から回避できるよう、特に登・降園の途中は歩行や横断の仕方、危険箇所等、お子様の安全のために万全を期すようお願いします。

　　家庭への連絡

　　○園よりご家庭への連絡、及びご家庭よりお子様の生活状況（健康その他）等、送迎時にできる限り詳しく連絡を取り合いたいと思います。どの様な小さなことでもご遠慮なくお話ください。

　　○0～２歳児はご家庭との連絡にコドモン（アプリ）を使用します。毎日ご確認頂くと共に、お子様をお預けになる際には、必ずご入力ください。

　　○園では個人情報保護法に伴い電話連絡網を作成していません。緊急時の連絡はコドモン（アプリ）を使用し、保護者様にお知らせします。

　　○毎月1回、学園だより「光の子」にて園の保育内容をホームページでお知らせしています。また、併せて「ほけんだより」「きゅうしょくだより」「献立表」も掲載しております。「こうみょうだより」は3か月に1回発行、ご家庭に配布致します。

　　○園からの配布物や掲示、コドモン（アプリ）でのお知らせなど、必ずご確認ください。

　　　園外保育、食育活動、行事等の時は、集合時間や持ち物などお知らせします。お子様  が困らないように、保護者様のご協力をお願いします。

その他

○ご相談・ご意見・ご要望・苦情

①相談・苦情対応

　　 受付方法：面接・電話・文書等の方法で受け付け

|  |  |
| --- | --- |
| 苦情相談受付担当者 | 主任 |
| 苦情相談解決責任者 | 園長 |
| 苦情解決第三者委員 | 近喰委員・田中委員・鯛谷委員・山口委員海老沢委員・小峰委員・桒田委員 |

②苦情解決第三者委員による年2回の訪問相談

③ご意見箱の設置

④苦情・要望への回答掲示

○児童虐待防止について

全ての子どもの健全な育成を願い、社会全体で見守ることが必要となっています。たとえ愛情で行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすれば、それは「虐待」であるといえます。

　　　　「児童虐待の防止等に関する法律」によってこども園などの児童福祉施設の職員には、児童虐待の早期発見に努める義務が規定されております。虐待と思われる事案が発生した場合は、下記へ報告させていただきますので、ご承知おきください。

　＊虐待が疑われる時の通報先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 子ども家庭支援センター | 042-656-8225 | 月～土9:00～19:00日・祝9:00～17:00 |
| 地域子ども家庭支援センター　館　　　　　　　　　　　　　　石川　　　　　　　　　　　　　　みなみ野　　　　　　　　　　　　　　南大沢　　　　　　　　　　　　　　元八王子 | 042-661-0072042-648-0040042-635-4152042-678-3100042-624-8300 | 月～土9:00～17:00 |
| 東京都八王子児童相談所 | 042-624-1141 | 月～金9:00～17:00 |
| 東京都児童相談センター | 03-593７-2330 | 夜間、土･日･祝日･年末年始 |